二　個人識別情報の照合を受ける者が個人識別情報を港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十条の二第六項第三号の電子計算機に記録する際に支払う使用料　千八百円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額

附　則

この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千百三十六号

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十五条の七第一項の規定に基づき、国土交通大臣が定める者を次のように定める。

平成二十六年十二月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

港湾法施行規則第十五条の七第一項の国土交通大臣が定める者は、次の各号に掲げる者の業務に従事する者とする。

一　当該重要国際埠頭施設の存する港湾の港湾管理者

二　当該重要国際埠頭施設の管理者

三　当該港湾において、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二条第二項に規定する港湾運送事業を営む事業者又は同法第二条第三項各号に規定する港湾運送関連事業を営む事業者

四　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者又は同法第二十二条の二に規定する特定貨物自動車運送事業者

五　当該重要国際埠頭施設の制限区域内で業務を行う事業者のうち第二号に掲げる者が貨物流通の効率化のために必要があると認める者

附　則

この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

○海上保安庁告示第百三十五号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三八度五三分一七秒東経一四三度二一分四四秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三八度三八分一一秒東経一四三度一五分四八秒の地点を中心とする半径一・四海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三八度〇四分五六秒東経一四二度五四分五八秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三八度〇九分〇三秒東経一四二度二六分の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三七度〇九分五七秒東経一四二度〇四分五九秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三五度三〇分〇九秒東経一四一度四〇分一〇秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三八度四三分一一秒東経一四三度三八分三六秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(チ)　北緯三八度一八分東経一四三度二九分の地点を中心とする半径二海里の円によって囲まれる区域内

(リ)　北緯三八度〇一分一一秒東経一四三度三二分の地点を中心とする半径二・六海里の円によって囲まれる区域内

(ヌ)　北緯三七度五三分三〇秒東経一四二度四六分三〇秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ル)　北緯三六度五四分東経一四二度四三分の地点を中心とする半径二・五海里の円によって囲まれる区域内

(ヲ)　北緯三四度五七分四三秒東経一三九度一五分四八秒の地点を中心とする半径〇・八海里の円によって囲まれる区域内

(ワ)　北緯三四度四四分四六秒東経一四〇度二九分五九秒の地点を中心とする半径一・二海里の円によって囲まれる区域内

(カ)　北緯三四度二五分四六秒東経一三九度五一分五四秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

ロ　期間　平成二十七年一月十二日から平成二十七年一月二十九日まで

三　水路測量の実施方法　音響測距装置、GPS測位装置、塩分水温深度測定装置等による海底地殻変動観測

四　航行船舶に対する安全措置　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

○環境省告示第百三十一号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年十二月十日

環境大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

表2，4，6，8―テトラメチル―1，3，5，7―テトラオキサシクロオクタン（別名メタアルデヒド）の項の次に次のように加える。

（5RS）―2―｛（1EZ）―1―［（2E）―3―クロロアリルオキシイミノ］プロピル｝―5―［（2RS）―2―（エチルチオ）プロピル］―3―ヒドロキシシクロヘキサ―2―エン―1―オン（別名クレトジム）	2,400μg／l
ジンク＝ビス（ジメチルジチオカルバマート）（別名ジラム）	0.96μg／l
2―クロロ―N―（3―メトキシ―2―デニル）―2’，6’―ジメチルアセトアニリド（別名デニルクロール）	17μg／l
N―tert―ブチル―N’―（4―エチルベンゾイル）―3，5―ジメチルベンゾヒドラジド（別名デブフェノジド）	83μg／l
1―（4，6―ジメトキシピリミジン―2―イル）―3―［3―（2’，2’―トリフルオロエトキシ）―2―ピリジルスルホニル］尿素　ナトリウム塩（別名トリフロキシスルフロンナトリウム塩）	28μg／l
4―フェノキシフェニル（RS）―2―（2―ピリジルオキシ）プロピルエーテル（別名ピリプロキシフェン）	7.5μg／l
5―ブロモ―3―sec―ブチル―6―メチルウラシル（別名ブロマシル）	27μg／l

○環境省告示第百三十二号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年十二月十日

環境大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

表4’―フルオロ―N―イソプロピル―2―［5―（トリフルオロメチル）―1，3，4―チアジアゾール―2―イルオキシ］アセトアニリド（別名フルフェナセット）の項の次に次のように加える。

ジアンモニウム＝エチレンビス（ジチオカルバマート）（別名アンバム）	0.0047mg／l
N―［3―（1―エチル―1―メチルプロピル）―1，2―オキサゾール―5―イル］―2，6―ジメトキシベンズアミド（別名イソキサベン）	0.13mg／l
1―（4，6―ジメトキシピリミジン―2―イル）―3―（2―エトキシフェノキシスルホニル）尿素（別名エトキシスルフロン）	0.14mg／l
2’，3’，―ジクロロ―4―エトキシメトキシベンズアニリド（別名エトベンザニド）	0.11mg／l
（E）―4―クロロ―α，α，α―トリフルオロ―N―（1―イミダゾール―1―イル）―2―プロポキシエチリデン）―o―トルイジン（別名トリフルミゾール）	0.039mg／l
3，5―ジクロロ―N―（1，1―ジメチル―2―プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）	0.050mg／l
S―エチル＝ペルヒドロアゼピン―1―カルボチオアート（別名モリネート）	0.0055mg／l